

## 北海道・札幌市海外拠点連携協議会規約

改正 令和4年4月1日

### (名称)

第1条 本組織は、北海道・札幌市海外拠点連携協議会と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、北海道と札幌市が連携して相互の海外事務所、海外駐在員及び情報ネットワークを活用し、道産の製品、技術及びサービスに関して成長著しい海外市場への参入を促進することにより、道内企業等の輸出拡大を支援し、本道経済の活性化と地方創生を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 中国等東アジア及びASEAN諸国等の海外市場を開拓するための現地調査、道内企業等への情報提供及び人的交流の促進に係る事業
- (2) 道内企業等の海外展開に向けた展示会の出展等プロモーションの支援に係る事業
- (3) 道内企業等の海外市場進出に向けた商流・物流の開拓・促進に係る事業
- (4) 道内企業等の輸出促進に向けた掘り起こし及び情報収集に係る事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第4条 本協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 本協議会の会長、副会長は総会において互選により選出する。

### (事業の実施)

第5条 本協議会の事業を効果的に実施するため、海外拠点若しくは情報ネットワークを有する金融機関及び貿易振興機関の参加協力を得ることとする。

- 2 前項の目的を達成するため、海外拠点連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することができる。
- 3 推進会議においては、第3条に規定する事業のほか、広く本道企業の輸出拡大や海外からの投資受入等について、参加機関の相互の協力体制の構築に努めることとする。
- 4 推進会議の参加機関は別に定める。

### (総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

### (総会の招集)

第7条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第8条 総会において、北海道経済部経済企画局国際経済担当局長及び札幌市経済観光局産業振興部長は、各1個の議決権を有する。

- 2 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 協議会規約の変更に関する事。
- (4) 協議会の解散に関する事。
- (5) 構成員の除名及び役員解任に関する事。
- (6) その他協議会の運営に係る重要な事項に関する事。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 協議会の事業報告及び収支決算は、事業終了後に総会の議決を得なければならない。

(資金)

第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

(負担金の割合)

第15条 北海道及び札幌市は均等に負担金を支出する。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、本協議会に事務局を置く。

- 2 本協議会の運営等事務処理に必要な規程については別に定める。

(剰余金)

第17条 剰余金は、事業年度毎に精算し、北海道及び札幌市で折半する。なお、端数が生じた際は道へ返納する。

(欠損金)

第18条 欠損金が生じた場合は、北海道及び札幌市が均等に負担する。

(責任分担)

第19条 事業の実施に当たり事故が生じた場合は、北海道及び札幌市の相互の協力の下、問題の解決に当たらなければならない。

附 則

この規約は、平成28年7月20日から施行する。

附 則 (令和2年7月22日改正)

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則 (令和3年4月5日改正)

この規約は、令和3年4月5日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表

名 称	構 成 員
北海道	経済部経済企画局国際経済担当局長
札幌市	経済観光局産業振興部長 経済戦略推進部長

# 北海道・札幌市海外拠点連携協議会運営規程

改正 令和4年4月1日

## 第1（趣 旨）

北海道・札幌市海外拠点連携協議会（以下、「本協議会」という。）の運営及び業務執行に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

## 第2（事業計画）

- （1）本協議会の事業計画は、各年度の事業開始までに作成する。
- （2）重大な変更にあたらぬ事業計画の変更については、会長の専決により承認することができる。

## 第3（事務局）

- （1）本協議会の事務を執行するために、事務局に次の職員を配置する。
- （2）事務局長を北海道経済部経済企画局国際経済課（以下、「国際経済課」という。）課長、事務局次長を札幌市経済観光局産業振興部（以下、「産業振興部」という。）地域産業振興課長及び札幌市経済観光局経済戦略推進部（以下、「経済戦略推進部」という。）産業立地・戦略推進課長をもって充てる。
- （3）事務局長、事務局次長のほかに局員を配置し、それぞれ国際経済課、産業振興部及び経済戦略推進部の職員をもって充てる。

## 第4（業務）

事務局は本協議会が決定した方針等に従い本協議会の業務を執行することとし、業務内容は別表のとおりとする。

## 第5（事務決裁）

- （1）業務執行に必要な会計支出等の事務処理については、事務局長の決裁を得なければならない。
- （2）事務局長が不在の場合は、事務局次長が代決することができる。
- （3）札幌市において、各事業に関する決裁にあたっては、当該事業を所管する事務局次長が行う。

## 第6（各事業の実施）

- （1）本協議会規約第3条に規定する各事業は、北海道及び札幌市の相互の協力の下で実施する。
- （2）各事業において業務の効率化を図るため、専門的知識や経験を有する者に事業の一部を委託することができる。

## 第7（文書管理）

- （1）事務局長は、收受した到達文書を速やかに処理しなければならない。
- （2）事務局長は、意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、決定書・報告書等の文書を作成しなければならない。
- （3）会議の開催に関する文書（議事録を含む。）、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録は文書を作成しなければならない。
- （4）文書の保存期間は、事業年度終了日の翌日から起算し、5年間とする。
- （5）事務局長は、常に文書の所在を明らかにし、保管を行わなければならない。
- （6）協議会解散後の文書の引継先は、当該事業における北海道の所管部署とする。
- （7）保存期間を満了した文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等適切な方法によらなければならない。
- （8）個人情報等を含む取扱注意文書の管理にあたっては、その内容が関係者以外の者に漏れることがないように、細心の注意を払わなければならない。

## 第8（会計管理）

- （1）事務局長は、本協議会の口座を開設し、予算を管理する。
- （2）各事業の契約主体となる事業会計責任者は事務局長をもって充てる。
- （3）会計事務の処理に当たっては、収入・支出状況表、支出予定表、証拠書類台帳、その他必要な書類・簿冊を備え付けて行わなければならない。
- （4）本協議会の事業の支出は、毎年度、3月31日までに支払いを完了しなければならない。

## 第9（その他）

この規程に定めのない事項については、本協議会において別途定める経費支出マニュアルに基づくものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

### 附 則（令和2年7月22日改正）

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

### 附 則（令和3年4月5日改正）

この規程は、令和3年4月5日から施行する。

### 附 則（令和4年4月1日改定）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 業務内容及び分担

業 務 内 容	担 当
(1) 予算管理の総括に関する事 (2) 支出決定に関する事 (3) 支出計画に関する事 (4) 委託費等の概算払に関する事 (5) 支出実績の確認に関する事 (6) 予算執行に関する連絡調整に関する事 (7) 協議会口座の開設及び管理に関する事 (8) 領収書等証拠書類の管理に関する事 (9) 協議会会員間の連携、調整に関する事 (10) 協議会の開催に関する事 (11) 推進会議の開催に関する事 (12) 海外との連絡調整に関する事 (13) 民間企業、市町村等との連絡調整に関する事 (14) 北海道及び札幌市が実施する他の事業との連携、調整に関する事 (15) その他協議会の庶務に関する事	・北海道経済部 経済企画局 国際経済課  ・札幌市経済観光局 産業振興部 地域産業振興課  経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課